

FP 相続新聞 【相続貧乏にならないために】

遺言より役に立ちます知っておきたい「家族信託」 認知症対策にも・・・ 平成27年5月号

相

相続対策の一つに、マンション建設によって評価額を下げる場合がありますが、この対策には多くの契約（法律行為）が伴います。しかし、認知症により判断能力が無くなった場合には、

契約等を行うことができず成年後見人を選任するこ



とになります。成年後見制度は財産の保護を目的としているため、この制度を利用して新たなマンションの建設を行うことはできません。

●この対策の一つが、平成19年9月に改正施行された「家族信託」です。信託とは、所有する財産の運用管理を、信頼できる人や機関に任せる仕組みで、①財産を託す人を「委託者」、②運用管理を託された人及び機関を「受託者」、③運用管理財産（信託財産）をから生じる利益を得る人を「受益者」と呼びます。このうち①「委託者」と③「受益者」は同じ人になることができ、②の「受託者」は業とすることができます。

●「家族信託」とは、財産の運用管理をする人（受託者）を家族で決めるもので、委託者と受託者とで締結する信託契約の自身を自由に決めることができます。例えば、父が所有する土地・預金でマンション経営を計画している場合、認知症になる前に委託者及び受益者を父とし、土地・預金の信託財産の受託者を子とする信託契約を結べば、父の判断能力が無くなったとしても、契約内容に従ってマンション

建設を進めることができます。完成後の賃貸契約も受託者である子が締結できます。

●遺言では、自分が亡くなった直後の財産継承しか指定できません。例えば、自宅をすべて妻に相続させる遺言は有効ですが、その後、妻が死んだら子に相続させる旨の遺言は無効となります。「家族信託」は遺言ではできない複数回の確実な財産継承を目的として最もよく利用されています。先程の例では、父が受益者でしたが、父の死後は母、更に母の死後は孫と受益者を定めることによって、自分の死後の財産の継承を、家族信託によって実現することができます。（ただし、受益者の連続信託には30年を基準とした期間制限があります）●その他、遺言では実現できないケースとして①子のいない夫が妻に財産を遺し、妻の死後は法定相続人である妻の親兄妹ではなく、自分の兄妹に継承させたい。②再婚後に子のない夫が、後妻に財産を遺し、後妻の死亡後、後妻の親兄弟あるいは後妻の再婚夫に相続させるより、先妻との子に承継させたい。③長男・次男が相続人だが、長男には子がなく、長男死後、妻が3/4相続し死亡すると妻の親兄弟に相続されるより、次男や孫に継承させたい。④とにかく、先祖伝来の土地を血族で継承したい⑤妻や子が、認知症又は障害者でその後の相続が心配だ。⑥会社経営を長男に事業継承させ、長男死後は長男の子より、次男に承継させたい等々に家族信託が活用できます。●信託財産の種類には原則制限はなく、自宅（居住する利益）のみでも利用できます。なお、不動産を信託する場合は、信託登記および所有権変更登記が必要で名義が受託者に変更（移転ではありません）されます。登録免許税は必要ですが、信託を終了しない限り、譲渡所得税等および不動産取得税は課税されません。